

首都圏霧島市ふるさと会 会則

(名称及び構成員)

第1条 本会は、首都圏霧島市ふるさと会と称し、会員は首都圏に在住する鹿児島県霧島市出身者（以下「霧島市出身者」という）及び霧島市に所縁のある者並びに霧島市出身者の推薦のあった者をもって構成する。

(目的)

第2条 本会は、会員の連帯と親睦を図るとともに郷里との絆を深め、併せて郷里の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員間の親睦、連帯感を図るための諸行事の開催
2. 郷里霧島市の観光キャンペーン等への協力、その他振興発展に係る事業への協力
3. その他、目的を達成するために必要な事業

(会の経費)

第4条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

1. 本会の運営経費については、助成金及び寄付金等による。
2. 各行事の開催にあたっては、参加者から会費を徴収する。

(役員)

第5条 1. 本会に次の役員を置く。

(1) 名誉会長	1名	(2) 会長	1名	(3) 会長代行	1名	(4) 副会長	若干名
(5) 会計監査役	2名	(6) 幹事長	1名	(7) 副幹事長	若干名	(8) 会計	1名
(9) 副会計	1名	(10) 事務局長	1名	(11) 副事務局長	若干名	(12) 幹事	50名以内

2. 上記の他、会長が必要があると認めた場合は、新たに幹事を任命できるものとする。

3. 上記の他、会長が必要があると認めた場合は、顧問並びに相談役を置くことができるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 役員は、辞任または任期満了においても後任者が就任するまでの間は、前任者が職務を行うものとする。

(役員選出方法)

第8条 1. 会長、会長代行、副会長、幹事長、会計、事務局長は、役員会において選出し、総会に報告するものとする。

2. 幹事は、幹事会において推薦し、役員会に報告する。

3. 選出された幹事長、会計、事務局長は、それぞれ副幹事長、副会計、副事務局長を指名する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、会長の指名により首都圏内に置く。

(会務)

第10条 1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

3. 幹事長は、幹事による幹事会を招集し会務を統括する。

4. 幹事は、会の実務に協力する。

5. 会計は、会の会計全般に関する事務を取り扱う。

6. 会計監査役は、会の会計全般に関する監査を行う。

7. 事務局長は、運営全般に関する事務を取り扱う。

(会議)

第11条 本会の会議は、定期総会、役員会及び幹事会とする。

1. 定期総会は会員にて構成し、会長がこれを招集する。
2. 定期総会は3年毎に開催し、会則の改廃、予算、決算、事業計画は役員会の議決の上、報告するものとする。又、必要に応じて本会運営に関する重要事項は役員会の議決の上、報告するものとする。
3. 役員会は、必要に応じ、副会計以上及び会長の認める会員を対象とし、会長が召集する。
4. 幹事会は、総会に提出する事項、会則の改廃、事業計画の実施運営、その他必要事項を審議し議決の上、会長または役員会に報告する。

(その他)

第12条 この会則に定めのない重要な事項については、役員会が定める。

附 則 この会則は、設立総会の議決により実施する。

平成20年12月16日一部改正

平成21年12月23日一部改正